

入学準備金貸付制度運用規程

令和6年12月13日付け学校教育課長決裁6字第3672号

(趣旨)

第1条 この規程は、安曇野市入学準備金貸付基金条例（平成28年安曇野市条例第38号）に基づく入学準備金貸付制度の運用について、必要な事項を定めるものとする。

(保証人の要件)

第2条 条例第8条第1項第4号の規定により立てる連帯保証人の要件は、安曇野市入学準備金貸付基金条例施行規則（平成28年安曇野市規則第57号）第4条及び民法（明治29年法律第89号）第450条第1項の定めるところによる。

(連帯保証人の資力)

第3条 民法第450条第1項第2号に規定する弁済をする資力がある場合とは、連帯保証人の年収の合計に3分の1を乗じて得た額が、借受人が借り受ける金額を上回る場合に満たす場合とする。

2 前項の収入は、連帯保証人の適否を判断する際に確認できる最も新しい課税資料に記載されている収入とする。ただし、土地の譲渡や退職等の事情により、当該課税資料に記載されている収入と比較して著しく変動している場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和6年12月13日（以下「施行日」という。）から施行する。

(適用区分)

2 この規程の施行の際、安曇野市入学準備金貸付基金条例第10条に規定する貸付の決定に係る通知を受けた者については、なお従前の例とする。